

資料編



柳之宮小学校 5年 小西 真琳さん

柳之宮小学校 5年 清水 陽奈さん



第1章 第5次八潮市総合計画策定基本方針

I. 総合計画策定の趣旨

本市は、平成13年度から平成27年度を計画期間とする、「第4次八潮市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）」に基づき、基本構想に掲げた将来都市像「市民が育む 品格と活力のあるまち やしお」の実現に向け、計画的に行政運営を推進している。

この間、急速な少子高齢化や人口減少など社会構造の変化とともに、金融不安や景気後退などによる経済の停滞、雇用不安や社会的格差の拡大、東日本大震災以降の暮らしの安全・安心に対する市民意識の高まりなど、わが国の社会環境は大きく変化している。

一方、本市の財政は、業務の効率化による歳出の削減に努めてきたところではあるが、老朽化する公共施設の改修費用や民生費の増大が今後見込まれており、依然として厳しい状況にある。

また、地方分権・地域主権改革によって、自主・自律的な行政運営を求められるなど、今まで以上に総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくことが必要となる。

このようなことから、現行の第4次八潮市総合計画の成果を検証したうえで、第5次八潮市総合計画を策定するものである。

なお、計画策定にあたり、「第5次八潮市総合計画策定基本方針」を定めることとし、この策定基本方針は、計画策定を進めるうえで、必要に応じて見直すことができるものとする。

II. 総合計画の方向性

第5次八潮市総合計画では、新たに次の項目を確保することとする。

方向性① 主要項目の見直し

- ・基本構想や施策の大綱など、計画の根幹部分についても見直しを検討するとともに、新たな時代の流れに合わせた重点施策を設定する。

方向性② 目指す姿の明確化

- ・将来都市像を踏まえ、施策ごとに計画期間終了時の八潮市のあるべき姿を示し、必要な取り組みを掲載する。

方向性③ 進行管理の維持・継続

- ・施策ごとに目標値を定め、計画の進行管理と評価ができる体制を維持し継続する。

Ⅲ. 総合計画策定のポイント

将来都市像の実現を図るため、新たな総合計画を策定することとする。

また、基本構想については議会の議決を経ることとし、策定にあたり、以下の方針に基づき取り組みを進める。

① 社会情勢、市民ニーズに合わせた計画づくり

- ・社会情勢を的確に把握し、多様化・高度化する市民のニーズに対応した計画を策定する。

② 地域資源を活かした計画づくり

- ・本市の人材やコミュニティ、歴史、景観、自然環境、産業等の貴重な地域資源を活かすとともに、まちの魅力を最大限に発揮できる計画を策定する。

③ 実効性を確保した計画づくり

- ・人口推計・財政見通しを踏まえ、ヒト・モノ・カネの資源を適正に配分し、施策、事業の実効性を確保した計画を策定する。

④ 達成度を評価できる計画づくり

- ・施策ごとに目標指標を設定するとともに、担当部署を明確にし、計画の進行管理及び評価が一元的に行える体制を構築する。

⑤ 市民参加による計画づくり

- ・計画策定の過程で市民等の意見を取り入れるための仕組みを構築し、市民等との協働により計画を策定する。

⑥ 女性の視点を取り入れた計画づくり

- ・計画に女性の視点を反映させるため、市民体制、職員体制それぞれに女性を構成員とする会議を設置する。

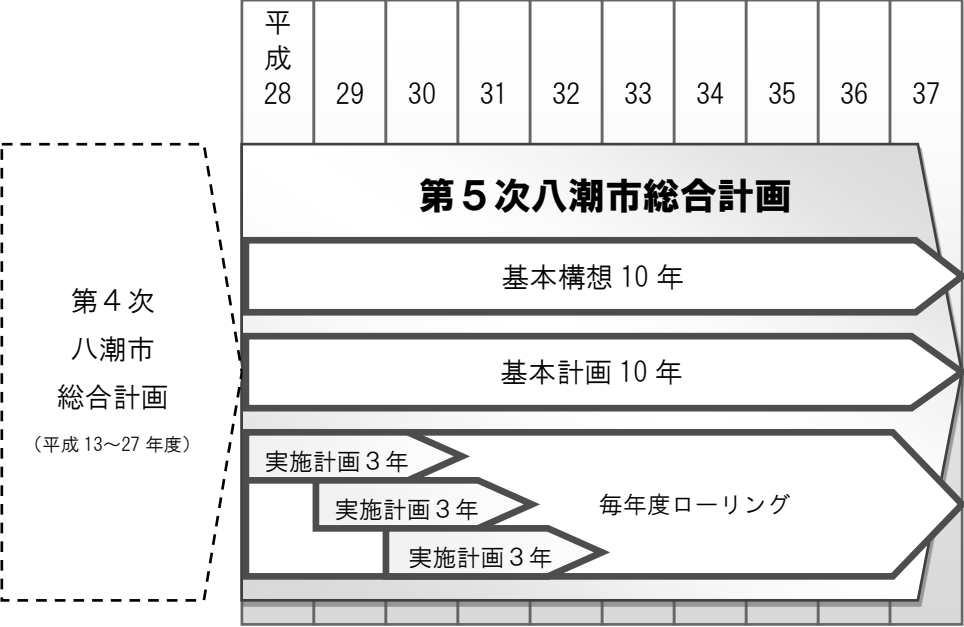
⑦ 全職員参加による計画づくり

- ・職員研修会や説明会など、様々な機会を通じて参加の意識を醸成する。
さらに、全職員が参加可能な体制を構築し、計画を策定する。

⑧ 各種計画と整合した計画づくり

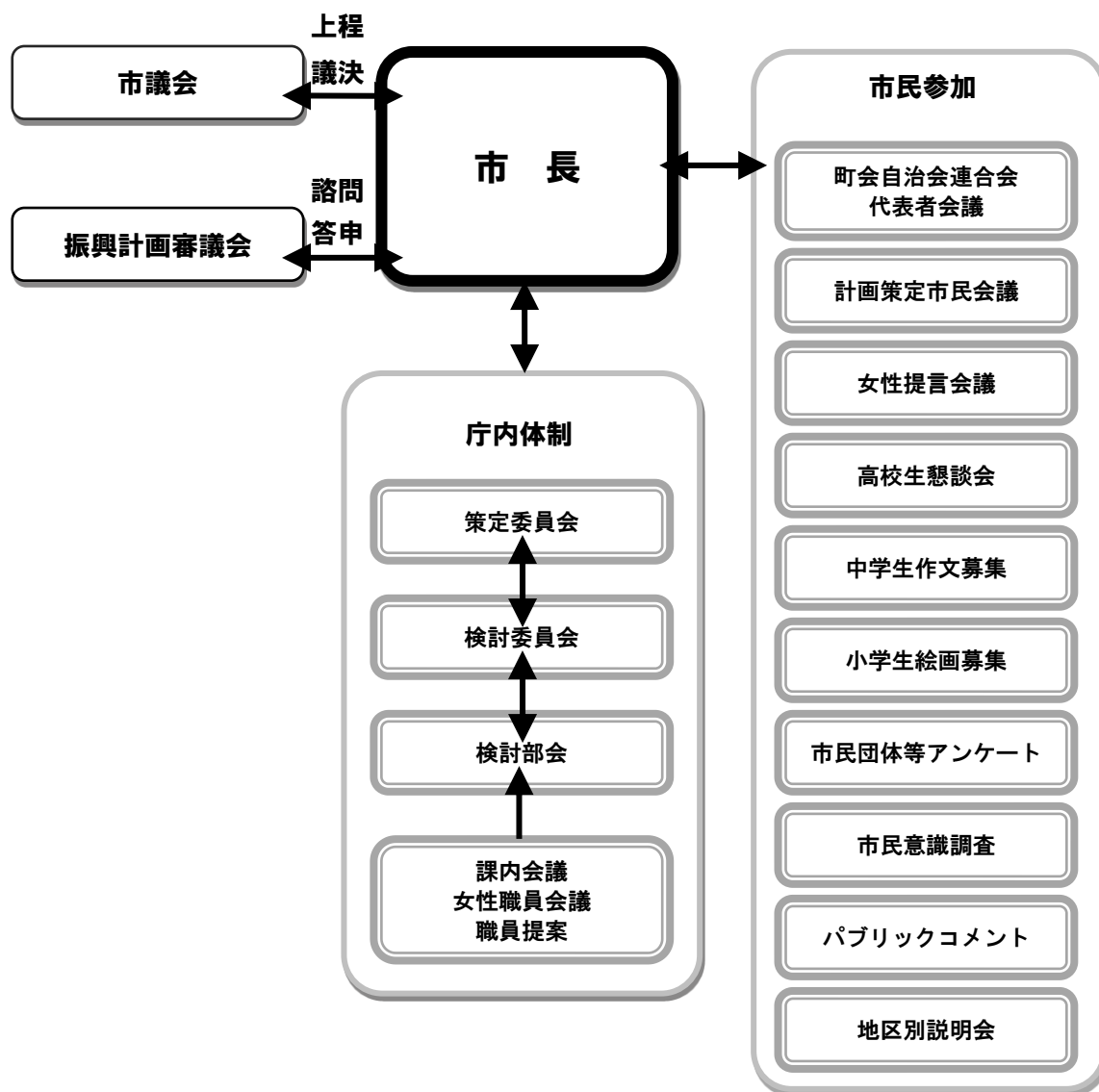
- ・国・県の計画との関係を整理し、これらの計画との整合を図る。

IV. 計画期間



＊計画は原則として平成 32 年度に点検し、平成 33 年度に必要な応じて見直しを行うこととする。

V. 策定体制



VI. 市民参加

■ 八潮市振興計画審議会への諮問・答申

八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）別表の規定により、第 5 次八潮市総合計画について八潮市振興計画審議会へ諮問し、答申を得る。

■ 町会自治会連合会代表者会議の開催

総合計画の素案作成に際し、市内各地区の意向を把握するため、町会自治会連合会の代表者による会議を開催する。

■ 計画策定市民会議の開催

総合計画の素案作成に際し、八潮市の特性や行政課題を抽出するため、市民によるワークショップを開催する。

■ 女性提言会議の開催

総合計画の素案作成に際し、女性の視点を取り入れるため、女性提言会議を開催する。

■ 高校生懇談会の開催

市内在住の高校生が思い描く八潮市の将来像を聴取するため、懇談会を開催する。

■ 中学生作文募集の実施

中学生を対象に、「将来の八潮市」をテーマとした作文を募集し、将来を担う子どもたちの意見集約を図る。

■ 小学生絵画募集の実施

小学生を対象に、「将来の八潮市」をテーマとした絵画を募集し、将来を担う子どもたちの意見集約を図る。

■ 市民団体等アンケートの実施

総合計画の素案作成に際し、NPO、ボランティア団体等の各種団体の意向を把握するため、アンケート調査を実施する。

■ 市民意識調査の実施

総合計画の素案作成に際し、市民ニーズを正確に把握するため、市民意識調査を実施する。

■ パブリックコメントの実施

総合計画案に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施する。

■ 地区別説明会の開催

総合計画案を直接説明し、意見の提案を受けするため、市民向け説明会を開催する。

VII. 庁内体制

■ 策定委員会

各分野間の総合調整を図り、計画のあり方や施策の方向性などの重要事項について審議する。

委員は、副市長、教育長、及び部長級職員とする。

■ 検討委員会

計画素案や施策検討を行うとともに検討部会における全体の調整を行う。

委員は、次長等連絡調整会議の構成員とする。

■ 検討部会

第4次八潮市総合計画における各種施策の達成度を評価するとともに、現状分析や課題の整理、計画素案の作成等を行う。

部会員は課長級・課長補佐級・係長級職員とする。

■ 課内会議

全庁的な取組みとなるよう、各課長は課内検討会議を開催し、全職員参加により原案を作成する。

■ 女性職員会議

総合計画に女性の視点による提案を反映させるため、女性職員会議を設置する。

構成員は女性職員とする。

■ 職員提案

各職員が担当分野以外の施策プラン等も提案できるよう、事務局は職員からの意見・提案を募集する提案制度を構築する。

第2章 八潮市総合計画基本構想の議決

第1節 八潮市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例

平成27年6月19日

条例第22号

市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、八潮市議会の議決すべき事件として定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3章 八潮市振興計画審議会

第1節 八潮市附属機関設置条例（抜粋）

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 15 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

（委任）

第 3 条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関名	職務
八潮市振興計画審議会	総合振興計画の調整、その他、その実施に関する事項を調査審議する。

第2節 八潮市振興計画審議会規則

昭和 57 年 4 月 1 日

規則第 15 号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）第3条の規定に基づき、八潮市振興計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり企画部企画経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3節 委員名簿

* 敬称略（委員区分ごとに五十音順）

委員区分	氏名	備考
1号委員 （市議会の議員）	朝田 和宏	市議会の議員
	小倉 順子	市議会の議員
	郡司 伶子	市議会の議員
	中嶋 善文	市議会の議員
2号委員 （関係行政機関の委員）	朝稻 康秀	八潮市教育委員会
	小林 よし	八潮市農業委員会
3号委員 （関係団体の役職員）	市川 俊之	さいかつ農業協同組合
	宇田川武雄	八潮市レクリエーション協会
	内田亜希子	八潮市PTA連合会
	大山 浩司	八潮市観光協会
	齋藤 勝	八潮市商工会
	佐藤 順一	八潮市体育協会
	渋谷 和治	草加八潮医師会
	野口 正義	八潮市自主防災組織連絡協議会
	初山 繁雄	八潮市社会福祉協議会
	平本なるみ	青少年育成八潮市民会議
	福野 幸央	八潮市町会自治会連合会
	藤波 光子	八潮市交通安全対策協議会
	宮本 澄代	八潮市文化協会
4号委員 （知識経験を有する者）	金杉 光子	民生委員・児童委員
	小松 素明	埼玉県県民生活部共助社会づくり課 【前任者】 河合美智子
	瀬山 紀子	埼玉県男女共同参画推進センター 事業コーディネータ
	多賀谷一照	獨協大学地域総合研究所所長・法学部教授
5号委員 （その他市長が認める者）	石原 啓次	公募
	榎本加代子	公募
	大房 晶子	公募
	岡田 大成	公募
	川口 純子	公募
	豊田 隆	公募
	宗形 滋子	公募

会長・・・・・・・・多賀谷一照

会長代理・・・・福野 幸央

第4節 開催概要

回数	開催日	内容
第1回	平成26年6月3日	・委嘱状交付式 ・会長の選出 ・会長の職務を代理する委員の指定について ・審議会の公開について ・総合計画の概要等について ・八潮市のまちづくりに関する市民意識調査報告書（抜粋）について ・社会潮流の整理について
第2回	平成26年7月7日	・八潮市の現状について ・まちづくりの主要課題について
第3回	平成26年8月28日	・第5次八潮市総合計画 序論 骨子案について ・第5次八潮市総合計画 基本構想 骨子案について
第4回	平成26年11月4日	・諮問 ・第5次八潮市総合計画 序論 素案について ・第5次八潮市総合計画 基本構想 素案について
第5回	平成27年2月18日	・第5次八潮市総合計画 基本計画 素案について（第1章～第3章）
第6回	平成27年2月25日	・第5次八潮市総合計画 基本計画 素案について（第4章～第6章）
第7回	平成27年4月6日	・序論、基本構想、基本計画の調整について ・パブリックコメントの実施について
第8回	平成27年6月29日	・第5次八潮市総合計画（素案）のパブリックコメント実施結果と対応について ・第5次八潮市総合計画の答申（案）について ・答申

第5節 諮問及び答申

八潮企画発第 296 号
平成 26 年 11 月 4 日

八潮市振興計画審議会
会長 多賀谷 一照 様

八潮市長 大山 忍

第 5 次八潮市総合計画（素案）について（諮問）
このことについて、八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成 27 年 6 月 29 日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市振興計画審議会
会長 多賀谷 一照

第 5 次八潮市総合計画（素案）について（答申）
平成 26 年 11 月 4 日付け八潮企画発第 296 号で諮問のあった第 5 次八潮市総合計画（素案）について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

つくばエクスプレスの開通による人口増加、超高齢社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり、地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化、公共施設の老朽化等の社会環境変化により基礎自治体としての権限や責任が拡大しており、八潮市には、自主的・自律的な行政経営が期待されています。

このような中、第 4 次八潮市総合計画の基本理念である「生涯学習によるまちづくり」を継承しつつ、新しい八潮市を創造するため、長期的な視点に立った将来の八潮市を見据え、市民をはじめ八潮市に関係する多くの人と第 5 次八潮市総合計画を共有し、市民と行政の協働により良い方向に発展させながらまちづくりを進める必要があります。

第 5 次八潮市総合計画は、八潮市の基本理念、将来都市像、分野別将来目標等を基本構想に掲げ、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間における施策の方向性を明らかにする計画です。

本審議会では、第5次八潮市総合計画（素案）について諮問を受け、専門的な見地や市民としての視点に立ち、活発かつ慎重に議論を行い、示された第5次八潮市総合計画（素案）を補完し、修正を加えたうえで、別添のとおり答申します。

なお、第5次八潮市総合計画の推進にあたっては、特に下記の事項について配慮されるよう付言し、計画の適切な進行管理を行い、将来都市像「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現に向け最善の努力をされることを期待します。

記

【基本構想】

■基本構想

- ・ 10年後の八潮市の姿を示した将来都市像や分野別将来目標を実現するため、市民、市議会及び行政とが十分に情報を共有し、ともに目標を見据えた施策を推進されたい。

【基本計画】

■第1章

- ・ 未来を担う子どもたちの個性や能力を伸ばし、基礎学力・応用力を定着させ、豊かな人間性を身につけるための環境づくりや、文化・スポーツ・社会奉仕活動などを通じた青少年の居場所づくりの充実に努められたい。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進することにより仕事と生活の調和を図り、男女共同参画のもと、一人ひとりの能力が十分発揮でき、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう努められたい。

■第2章

- ・ 安心して日常生活を送れる環境づくりの推進と併せ、無関心や理解不足によって作られる心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する施策を検討されたい。
- ・ 乳幼児から高齢者までの誰もが健康で生き生きと喜びを実感できる地域社会の構築に向けて、子育て・医療、介護、福祉などの連携強化と充実に努められたい。特に、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに努められたい。

■第3章

- ・ いつ起こるか分からない自然災害に備え、防災思想の普及を図るとともに、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人など多様な主体の意見を考慮した防災体制の強化に努められたい。

■第4章

- ・ 地域経済の活性化を図り、農業・商業・工業が連携して魅力ある八潮市を創出する施策を検討されたい。
- ・ 観光情報の発信強化、花桃を始めとする観光資源の活用、新たな観光資源の創出、観光施設までの基盤整備等を図り、多くの人が来訪するための観光施策を検討されたい。

■第5章

- ・ 八潮市の地域特性や自然との調和、景観などを考慮しながら、道路や住宅、交通、水道など生活基盤を整備し、引き続き、快適な生活空間の形成に努められたい。

■第6章

- ・ 第5次八潮市総合計画や八潮市の魅力、住みやすさ、市の取組などを市民や八潮市に関係する多くの人に理解してもらうため、迅速で明確かつ分かりやすい広報を検討されたい。

第4章 市民参加

第1節 町会自治会連合会代表者会議

【目的】

第5次八潮市総合計画の策定に当たり、市内各地区の意向の把握を目的として実施した。

【参加者】

9名（町会自治会連合会の役員）

【開催概要】

回数	開催日	テーマ
第1回	平成26年4月24日	町会自治会連合会代表者会議の概要について
第2回	平成26年6月10日	住みよいまちづくりに向けた課題について（安全・安心）
第3回	平成26年9月3日	住みよいまちづくりに向けた課題について（高齢者福祉・子育て支援）
第4回	平成26年11月5日	地域課題の把握について（八條・潮止・八幡）
第5回	平成27年2月26日	第5次八潮市総合計画（素案）への反映状況について

第2節 各種市民参加ワークショップ

（1）計画策定市民会議

【目的】

市民と行政の役割を認識しながら、第5次八潮市総合計画の策定に必要な情報を抽出し、本市の分野別の将来像について検討することを目的として実施した。

【参加者】

延べ63名（無作為抽出した市民3,000人に参加依頼書を郵送し、参加者を募集）

【開催概要】

回数	開催日	テーマ	参加者
第1回	平成26年5月31日	八潮市の良いところ、良くないところについて考える	25名
第2回	平成26年7月12日	八潮市をどのようなまちにしたいのかについて考える	19名
第3回	平成26年8月23日	八潮市の将来像について考える	19名

（2）女性提言会議

【目的】

第5次八潮市総合計画の策定に当たり、女性の視点から見た八潮市のまちづくりについての提案を受けることを目的として実施した。

【参加者】

延べ54名（無作為抽出した女性の市民3,000人に参加依頼書を郵送し、参加者を募集）

【開催概要】

回数	開催日	テーマ	参加者
第1回	平成26年5月31日	八潮市の良いところ、良くないところについて考える	22名
第2回	平成26年7月12日	まちづくりの計画について考える①	18名
第3回	平成26年8月23日	まちづくりの計画について考える②	14名

（３）高校生懇談会

【目的】

第５次八潮市総合計画の策定に当たり、幅広い世代の意見を聴取する取組の一環として、高校生の声を取り入れることを目的として実施した。

【参加者】

11名（市内在住：八潮高校３名、八潮南高校３名、市外高校５名）

【開催概要】

開催日	テーマ
平成26年７月29日	①「八潮市の強み、弱み」について ②「10年後のまちの将来像」について

第３節 中学生作文募集・小学生絵画募集

【目的】

第５次八潮市総合計画の策定に当たり、次代を担う子どもたちの夢や願いを把握するため、小中学生が望む「将来の八潮市」についての作文と絵画を募集した。

【募集点数】

〈作文〉

28点

（八潮中学校５点、大原中学校５点、八條中学校５点、八幡中学校８点、潮止中学校５点）

〈絵画〉

67点

（八條小学校３点、潮止小学校５点、八幡小学校５点、大曽根小学校１５点、
松之木小学校５点、中川小学校５点、八條北小学校５点、大瀬小学校５点、
大原小学校９点、柳之宮小学校１０点）

【開催概要】

募集期間	平成26年６月４日～平成26年９月30日
対象者	市内小中学生
テーマ	10年後の八潮市

第4節 市民意識調査

(1) 八潮市の市民団体の活動に関する意識調査

【目的】

本市で活躍している市民団体の活動状況や課題、支援等に対する意見を把握し、第5次八潮市総合計画の策定に活かすことを目的として実施した。

【調査の概要】

実施期間	平成26年6月2日～6月20日
調査対象	市内の市民団体
調査方法	郵送配布、郵送回収
対象団体数	88 団体
有効回収数	65 票
有効回収率	73.9%

【主な調査項目】

- ・市民団体の現状と課題について
- ・市民団体間の連携について
- ・地域課題の解決に向けて実施可能な事業及び市に求める支援について

(2) 八潮市のまちづくりに関する市民意識調査

【目的】

第5次八潮市総合計画の策定に当たり、市が推進している施策の満足度や重要度等を市民から聴取し、本調査結果を基礎資料とすることを目的として実施した。

【調査の概要】

実施期間	平成25年11月1日～11月20日
調査地域	八潮市全域
調査対象	八潮市在住の満18歳以上の男女個人（平成25年10月1日現在）
調査方法	郵送配布、郵送回収
対象者数（配布数）	3,000 人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
有効回収数	915 票
有効回収率	30.5%

【主な調査項目】

- ・定住意向
- ・市からの情報入手方法
- ・まちづくりに対する満足度と重要度
- ・まちづくりに対する施策要望
- ・リーディングプロジェクト別の取組の実感度
- ・参加している活動、参加したい活動

(3) 市民参加型会議

【目的】

市民自らが地域の課題を考え、解決策を提案することにより、これからのまちづくりの方向性を検討することを目的として実施した。

【参加者】

延べ 57 名（①無作為抽出した市民 3,000 人に参加依頼書を郵送し、参加者を募集、
②広報紙及びホームページにより参加者を募集）

【開催概要】

回数	開催日	テーマ	参加者
第 1 回	平成26年 1 月25日	①施策別の満足度・重要度評価について ②八潮市の強み・弱みについて	22 名
第 2 回	平成26年 3 月 1 日	各テーマの重要課題について考える	19 名
第 3 回	平成26年 3 月15日	これからの八潮について考える（グループテーマ別）	16 名

第5節 パブリックコメント・地区別説明会

(1) パブリックコメント

【目的】

広報やしお、市のホームページ、市内公共施設において、第 5 次八潮市総合計画の素案を公表し、ご意見を伺うことを目的として実施した。

【開催概要】

意見募集期間	平成27年 4 月10日～平成27年 5 月17日
意見提出者数	4 人
意見件数	19 件

(2) 地区別説明会

【目的】

第 5 次八潮市総合計画の素案の内容及び策定の経緯について市民の皆様に報告し、ご意見を伺うことを目的として実施した。

【開催概要】

回数	開催日	場所
第 1 回	平成27年 4 月21日	八條公民館 大ホール
第 2 回	平成27年 4 月22日	八潮市民文化会館・八潮市勤労福祉センター（八潮メセナ） 集会室
第 3 回	平成27年 4 月24日	八潮市勤労青少年ホーム・八潮勤労者体育センター（ゆまにて） 会議室兼研修室
第 4 回	平成27年 4 月26日	八潮市民文化会館駅前分館（八潮メセナ・アネックス） 多目的ホール

第5章 第5次八潮市総合計画策定の庁内体制

第1節 第5次八潮市総合計画策定に関する委員会設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、第5次八潮市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）、第5次八潮市総合計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び第5次八潮市総合計画検討部会（以下「検討部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 策定委員会

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 第5次八潮市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に係る重要事項に関すること。

2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 部長（相当職を含む。）、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び消防長（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第6条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3章 検討委員会

(所掌事務)

第7条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 第13条に規定する検討部会の総合調整及び横断的な懸案事項の処理に関すること。
- (2) 総合計画の原案を策定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の素案の策定に係る事項に関すること。

2 検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し策定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第8条 検討委員会は、次に掲げる者のうち、市長が指名する者をもって組織する。

(1) 次長(相当職を含む。)

(2) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第9条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はまちづくり企画部企画経営課を所管する次長、副委員長は都市デザイン部都市デザイン課を所管する次長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 検討委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(正副部会長会議)

第11条 検討委員会の委員長は、必要に応じて、第13条に規定する検討部会の部会長及び副部会長を構成員とする正副部会長会議を開催することができる。

2 正副部会長会議に関し必要な事項は、検討委員会の委員長が定める。

(資料の提出要求)

第12条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第4章 検討部会

(所掌事務)

第13条 検討部会は、次の事項を所掌する。

(1) 総合計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。

(2) 総合計画の素案を作成すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に係る事項に関すること。

(組織)

第14条 検討部会の委員は、課長(相当職を含む。)、課長補佐(相当職を含む。)、係長(相当職を含む。)にある者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第15条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、課長(相当職を含む。)の中から、それぞれ市長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、検討部会の会務を総理し、検討部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定主任者)

第16条 前条に定める者のほか、部会に策定主任者を置き、部会に所属する課長補佐の職(相当職を含む。)及び係長の職(相当職を含む。)の中から市長が指名する。

2 策定主任者は、その所属する部会の所掌事務について調整する。

(会議)

第17条 検討部会の会議は部会長が招集し、部会長はその議長となる。

(担当国会議の設置)

第 18 条 部会長は、必要に応じて部会に担当国会議を置くことができる。

2 担当国会議に関し必要な事項は、部会長が定める。

(資料の提出要求)

第 19 条 検討部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 5 章 雑則

(任期)

第 20 条 策定委員会、検討委員会及び検討部会の委員並びに策定主任者の任期は、総合計画の策定が完了する時まで又は委員若しくは策定主任者として指名された職にある期間とする。

(庶務)

第 21 条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、まちづくり企画部企画経営課において、検討部会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会、検討委員会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日市長決裁)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、廃止する。

第2節 委員名簿

○第5次八潮市総合計画策定委員会委員

役名	職名	氏名	前任者
委員長	副市長	宇田川浩司	斎藤 順一
副委員長	教育長	石黒 貢	
委員	まちづくり企画部長	會田喜一郎	宇田川浩司
			田中 一夫（まちづくり企画部理事）
	税財政部長	秋山 隆	
	ふれあい福祉部長	遠藤 忠義	
	健康スポーツ部長	前田 秀明	戸澤 章人
	健康スポーツ部理事	小林 智	
	くらし安全部長	吉野 公一	田中 輝雄
	市民活力推進部長	村上 誠弥	
	建設部長	斎藤 修一	吉野 公一
	都市デザイン部長	高木 哲男	
	会計管理者	後藤 尚彦	小野寺祐美
	水道部長	成嶋 豊次	
	議会事務局長	峯岸 恒元	田中 勉
	監査委員事務局長	戸澤 章人	中村 豊孝
	教育総務部長	香山 庸子	山下 宏久
	学校教育部長	榎本 隆	
	消防長	安藤 一明	

（ ）内は任期当時の職名（以下、同様）

○第5次八潮市総合計画検討委員会委員

役名	職名	氏名	前任者
委員長	まちづくり企画部副部長	武内 清和	會田喜一郎（まちづくり企画部次長）
副委員長	都市デザイン部副部長	中村 史朗	豊田 平蔵（都市デザイン部次長）
委員	まちづくり企画部副部長	古庄真理子	荒浪 淳（まちづくり企画部次長）
	まちづくり企画部参事	菅原 喜行	野口 正敏（まちづくり企画部参事）
	まちづくり企画部政策担当主幹	菅野 貴大	
	税財政部副部長	荒浪 淳	前田 秀明（税財政部次長）
	ふれあい福祉部副部長	柳澤 徹	峯岸 恒元（ふれあい福祉部次長）
	健康スポーツ部国保年金課長	鈴木 圭介	小林 智（健康スポーツ部次長）
	くらし安全部副部長	佐々木千秋	
			大山 和男（くらし安全部参事）
	市民活力推進部副部長	水嶋 清和	
			香山 庸子（市民活力推進部次長）
	建設部副部長	荒川 俊	斎藤 修一（建設部次長）
	建設部参事	遠藤 隆之	
			後藤 尚彦（都市デザイン部次長）
	水道部副部長	峯岸 真一	
	水道部副部長	佐藤 義美	
	水道部参事	大山 敏	
	議会事務局次長	藤波 勲	
	教育総務部副部長	古庄 元行	
	教育総務部副部長	鈴木 博	
	学校教育部副部長	田口 周一	柳澤 徹（学校教育部次長）
	消防本部次長	田中 一夫	
	消防署長	名倉 健二	

○第5次八潮市総合計画検討部会正副部会長及び策定主任者

部会名	役名	職名	氏名	前任者
教育文化 コミュニ ティ部会	部会長	学校教育部副部長 兼学務課長	田口 周一	柳澤 徹 (学校教育部次長兼学務課長)
	副部会長	市民協働推進課長	馬場 光隆	香山 庸子 (市民活力推進部次長兼市民協働推進課長)
		社会教育課長	鈴木 浩	田口 周一 (社会教育課長)
	策定主任者	教育総務課副課長 兼庶務係長	関根 宏夫	恩田 秋弘 (教育総務課課長補佐兼庶務係長)
		指導課主任指導主事 兼指導係長	日暮 恭明	
		市民協働推進課 生涯学習推進担当 ・自治振興担当主査	坪倉ゆかり	馬場 光隆 (市民協働推進課生涯学習推進担当 ・自治振興担当副主幹)
健康福祉 部会	部会長	ふれあい福祉部副部長 兼社会福祉課長	柳澤 徹	峯岸 恒元 (ふれあい福祉部次長兼社会福祉課長)
	副部会長	子育て支援課長	高橋 忠	
		健康増進課長	大出久美子	鈴木 圭介 (国保年金課長)
	策定主任者	子育て支援課 子育て支援係長	千葉 靖志	井上 隆雄 (子育て支援課課長補佐兼児童給付係長)
		国保年金課副課長 兼保険給付係長	小林 淳一	
安全安心 部会	部会長	交通防災課長	中西 恵一	
	副部会長	総務課長	富田 忠彦	
	策定主任者	交通防災課 危機管理・防災担当主査	市川 敦士	向 忠義 (交通防災課危機管理・防災担当副主幹)
		総務課課長補佐	佐藤 徹司	
		商工観光課消費・労政係長	石田 昌夫	
産業経済 観光部会	部会長	市民活力推進部副部長 兼農政課長	水嶋 清和	
	副部会長	商工観光課長	小澤 康彦	
	策定主任者	商工観光課副課長	山内 修	
		農政課農政係長	臼倉 進一	
都市基盤 環境部会	部会長	都市デザイン課長	金子 和広	
	副部会長	建設部参事 兼道路治水課長	遠藤 隆之	大山 敏 (道路治水課長)
		環境リサイクル課長	向 忠義	小倉 篤男 (環境リサイクル課主幹 兼環境衛生・清掃係長)
	策定主任者	開発建築課副課長	浅古 哲男	
		道路治水課副課長	浅井 誠	
		環境リサイクル課 環境保全・放射能対策係長	本間 和成	稲毛 正孝 (環境リサイクル課 環境保全・放射能対策係長)
計画行政 部会	部会長	総務人事課長	小林 健一	荒浪 淳 (まちづくり企画部次長兼総務人事課長)
	副部会長	財政課長	宇田川 智	
	策定主任者	総務人事課人事担当主査	本田 貴裕	小林 健一 (総務人事課人事担当副主幹)
		財政課財政担当副主幹	河合 景子	

○事務局

職名		氏名	前任者
企画経営課	課長	本間 尚樹	會田喜一郎
	副主幹	小野寺宏幸	本間 尚樹
			木村 雅彦（主査）
			小野寺宏幸（主査）
	主任	遠藤 佑介	

第6章 第5次八潮市総合計画策定の経過

○：庁内 □：議会・審議会 ■：市民参加

年月日	事項	内容
平成25年		
5月27日	○総合計画基礎調査業務委託の締結	ランドブレイン株式会社本店
11月1日 ～11月20日	■市民意識調査の実施	対象者：市内在住の満18歳以上の男女 対象者（配布）数：3,000人
11月10日 ～12月27日	■市民参加型会議の参加者募集	参加者募集：30人程度
12月	□計画策定に係る業務委託債務負担行為の設定	平成25年第4回八潮市議会定例会
12月3日	○第5次八潮市総合計画策定基本方針の庁議決定	市長決裁（庁議付議）
平成26年		
1月25日	■第1回市民参加型会議	（1）施策の満足度・重要度評価について （2）八潮市の強み・弱みについて
2月7日	○第5次八潮市総合計画策定業務委託選考審査会	
3月1日	■第2回市民参加型会議	（1）各テーマの重要課題について考える
3月15日	■第3回市民参加型会議	（1）これからの八潮について考える
4月1日	○第5次八潮市総合計画策定に関する委員会設置要綱の制定	市長決裁
4月1日	○総合計画策定業務委託の締結	パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所
4月17日	○第1回策定委員会	（1）第5次八潮市総合計画の策定体制について （2）第5次八潮市総合計画の策定スケジュールについて
4月18日	○町会自治会連合会代表者会議設置要領の制定	市長決裁
4月24日	○第1回検討委員会	（1）第5次八潮市総合計画の策定体制について （2）第5次八潮市総合計画の策定スケジュールについて （3）見直し論点①（主要課題）、将来都市像に関する協議
4月24日	■第1回町会自治会連合会代表者会議	・町会自治会連合会代表者会議の概要について
5月7日	○第2回検討委員会	（1）将来都市像について （2）見直し論点①（主要課題）について
4月30日 ～5月16日	■計画策定市民会議、女性提言会議の参加者募集	参加者：30人程度
5月12日	○第2回策定委員会	（1）将来都市像について （2）八潮市の主要課題について
5月21日	■高校生懇談会参加者の推薦	市内在住の高校生11人 八潮高校：3人、八潮南高校：3人、市外高校：5人
5月30日	○第3回検討委員会	（1）主要課題について
5月31日	■第1回計画策定市民会議	・八潮市の良いところ、良くないところについて考える
5月31日	■第1回女性提言会議	・八潮市の良いところ、良くないところについて考える
6月1日	□平成27年第2回八潮市議会定例会：八潮市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件と定める条例（議案第52号）を提案	議会へ議案の説明
6月18日	□平成27年第2回八潮市議会定例会：議決（議決第57号）	

年月日	事項	内容
6月2日 ～6月20日	■市民団体の活動に関する 意識調査の実施	対象者：市内の市民団体 対象団体数：88 団体
6月3日	□第1回審議会	(1) 委嘱状交付式 (2) 会長の選出 (3) 会長の職務を代理する委員の指定について (4) 審議会の公開について (5) 総合計画の概要等について (6) 八潮市のまちづくりに関する市民意識調査報告書（抜粋）について (7) 社会潮流の整理について
6月4日 ～9月30日	■作文・絵画募集	題材：10年後の八潮市 作文：市内中学校（各校5点以内） 絵画：市内小学校（各校5点以内）
6月9日	○第4回検討委員会	(1) 八潮市の主要課題について (2) まちづくりの基本理念に関する見直し方針について (3) 将来都市像に関する見直し方針について (4) 将来人口について (5) 土地利用構想について (6) 柱立てについて
6月10日	■第2回町会自治会連合会 代表者会議	・住みよいまちづくりに向けた課題について（安全・安心）
6月20日	○第5回検討委員会	(1) 基本計画の構成について
6月23日	○第3回策定委員会	(1) 八潮市の主要課題について (2) 柱立てについて (3) まちづくりの基本理念に関する見直し方針について (4) 将来都市像に関する見直し方針について
7月3日	○第4回策定委員会	(1) 将来人口について (2) 土地利用構想について (3) 基本計画の構成について
7月7日	□第2回審議会	(1) 八潮市の現状について (2) まちづくりの主要課題について
7月9日	○第6回検討委員会	(1) 将来人口について (2) 基本計画の構成について (3) 施策立案シート（案）について
7月9日	○第1回検討部会正副部会 長会議	(1) 第5次八潮市総合計画策定基本方針について (2) 策定体制について (3) 策定スケジュールについて (4) 策定体系案について (5) 基本計画の構成イメージについて (6) 策定立案シート（案）について
7月12日	■第2回計画策定市民会議	・八潮市をどのようなまちにしたいのかについて考える
7月12日	■第2回女性提言会議	・まちづくりの計画について考える①
7月 16日、17日	○全職員研修会	(1) 新しい時代の総合計画の在り方について (2) 第5次八潮市総合計画策定基本方針について (3) 八潮市の現状と基本計画策定のポイントについて
7月18日	○第2回検討部会正副部会 長会議	(1) 第5次八潮市総合計画について (2) 施策立案シートの作成方法について
7月29日	○第7回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 序論（骨子案）について (2) 第5次八潮市総合計画 基本構想（骨子案）について
7月29日	■高校生懇談会	(1) 「八潮市の強み、弱み」について (2) 「10年後のまちの将来像」について
8月7日	○第5回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 序論（骨子案）について (2) 第5次八潮市総合計画 基本構想（骨子案）について
8月20日	○第3回検討部会正副部会 長会議	(1) 施策立案シートの精査について ・今回の作業内容と今後のスケジュール（予定） ・施策の体系について ・主担当課について ・現状と課題について ・基本目標について ・「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針について

年月日	事項	内容
8月23日	■第3回計画策定市民会議	・八潮市の将来像について考える
8月23日	■第3回女性提言会議	・まちづくりの計画について考える②
8月28日	□第3回審議会	(1) 第5次八潮市総合計画 序論 骨子案について (2) 第5次八潮市総合計画 基本構想 骨子案について
9月1日	○第8回検討委員会	(1) 施策の大綱について
9月3日	■第3回町会自治会連合会 代表者会議	・住みよいまちづくりに向けた課題について (高齢者福祉・子育て支援)
9月22日	○第9回検討委員会	(1) 施策の大綱の形式について (2) 柱の名称について (3) 施策の体系(案)について
9月25日	○第1回女性職員会議	(1) 教育文化・コミュニティについて (2) 健康福祉・子育てについて (3) 防災・防犯・消防・救急について
9月26日	○第6回策定委員会	(1) 施策の大綱の形式について (2) 柱の副題について (3) 施策の体系(案)について
10月3日	○第2回女性職員会議	(1) 産業経済・観光について (2) 都市基盤・環境について (3) 新公共経営について (4) ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍について
10月6日	○第4回検討部会正副部会 長会議	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案について ・施策名、施策の順番について ・成果指標について ・施策の内容について
10月8日	○第10回検討委員会	(1) 将来都市像について
10月15日	○第11回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 序論 素案について (2) 第5次八潮市総合計画 基本構想 素案について
10月17日	○第7回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 序論 素案について (2) 第5次八潮市総合計画 基本構想 素案について
10月23日	○第8回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本構想 素案 第3章 分野別将来目標について
10月24日	○第12回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案 検討の視点について (2) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案 1. 現状と課題 2. 基本目標 3. 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針
11月4日	□第4回審議会	・諮問 (1) 第5次八潮市総合計画 序論 素案について (2) 第5次八潮市総合計画 基本構想 素案について
11月5日	■第4回町会自治会連合会 代表者会議	・地域課題の把握について(八條・潮止・八幡)
11月12日	○第13回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案 検討の視点(その2)について (2) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案について (第1章～第3章) 4. 成果指標 5. 施策の内容
11月17日	○第14回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案について (第4章～第6章) 4. 成果指標 5. 施策の内容
11月18日	○第5回検討部会正副部会 長会議	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画部会案について ・施策の内容と事務事業の対応付けについて ・主要事業について ・市長公約と第5次八潮市総合計画との対応について
11月20日	○第9回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画 部会案について
12月1日	○第15回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画 部会案について

年月日	事項	内容
12月19日	○第10回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画案について (第1章～第3章)
12月22日	○第11回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画案について (第4章～第6章)
平成27年		
1月14日	○第16回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画 部会案について (第1章～第3章) 6. 主要事業
1月19日	○第17回検討委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画 部会案について (第4章～第6章) 6. 主要事業
1月22日	○第12回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画案について (第1章～第3章)
2月5日	○第13回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画案について (第4章～第6章)
2月12日	○第14回策定委員会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画案について (2) 八潮市の目標人口達成に向けた取組について
2月18日	□第5回審議会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画 素案について (第1章～第3章)
2月25日	□第6回審議会	(1) 第5次八潮市総合計画 基本計画 素案について (第4章～第6章)
2月26日	■第5回町会自治会連合会 代表者会議	(1) 第5次八潮市総合計画(素案)への反映状況について
3月2日	○第18回検討委員会	(1) 序論、基本構想、基本計画の調整について (第1章～第3章)
3月13日	○第19回検討委員会	(1) 序論、基本構想、基本計画の調整について (第4章～第6章) (2) パブリックコメントの実施について
3月26日	○第15回策定委員会	(1) 序論、基本構想、基本計画の調整について (2) パブリックコメントの実施について
4月6日	□第7回審議会	(1) 序論、基本構想、基本計画の調整について (2) パブリックコメントの実施について
4月10日 ～5月17日	■第5次八潮市総合計画 (素案)のパブリックコ メント	
4月17日	■第5次八潮市総合計画 (素案)説明会	対象者：各町会長・自治会長
4月21日 ～4月26日	■第5次八潮市総合計画 (素案)地区別説明会	4月21日：八條公民館 4月22日：八潮メセナ 4月24日：ゆまにて 4月26日：八潮メセナ・アネックス
5月25日	○第20回検討委員会	(1) パブリックコメント実施結果と対応について
6月2日	○第16回策定委員会	(1) パブリックコメント実施結果と対応について
6月29日	□第8回審議会	(1) パブリックコメント実施結果と対応について (2) 第5次八潮市総合計画の答申(案)について ・答申
7月2日	○第5次八潮市総合計画 (案)の庁議決定	市長決裁(庁議付議)
9月1日	□平成27年第3回八潮市議 会定例会：第5次八潮市 総合計画基本構想の策定 (議案第92号)を提案	議会へ議案の説明
9月18日	□平成27年第3回八潮市議 会定例会：議決(議決第 101号)	

第7章 第5次八潮市総合計画の改定

I. 基本計画の見直しについて

第5次八潮市総合計画の基本計画については、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、原則として平成32年度に点検し、平成33年度に必要な応じて見直しを行うこととしている。（※「第5次八潮市総合計画」P11より一部抜粋）

令和2年度に点検を行った結果、見直しの必要があると判断されたことから、点検結果を踏まえ、令和3年度に見直しを行うこととした。

II. 基本計画見直しの方向性

基本計画の見直しの方向性については、次の項目のとおりとする。

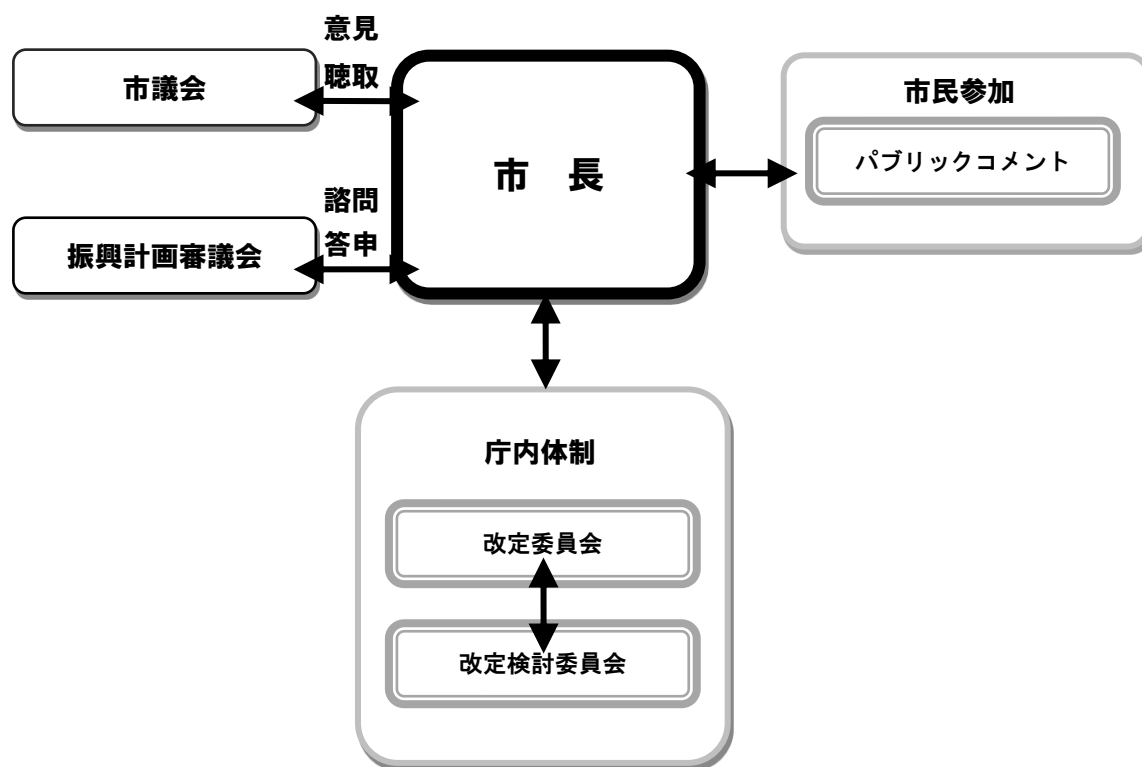
① 基本計画の見直し方針

- ・令和3年度に総合計画の見直しを行うこととし、見直しにあたっては、令和2年度に実施した点検結果を踏まえ、見直しの内容を具体的にしながら、計画全体の調整をしていくこととする。

② 基本計画の見直しに係る体制について

- ・総合計画の見直しは、部長級職員等で構成する「第5次八潮市総合計画改定委員会」（以下「改定委員会」という。）及び副部長級職員等で構成する「第5次八潮市総合計画改定検討委員会」（以下「改定検討委員会」という。）において検討し、八潮市振興計画審議会に諮り、推進していく。

Ⅲ. 見直し体制



Ⅳ. 庁内体制

■ 改定委員会

改定委員会は、第5次八潮市総合計画の改定及び総合調整に関すること等を行う。
委員は、副市長、教育長、及び部長級職員とする。

■ 検討委員会

総合計画を改定するために必要な調査及び検討の総合調整及び横断的な懸案事項の処理に関すること等を行う。
委員は、副部長等政策調整会議の構成員とする。

第8章 八潮市振興計画審議会

第1節 八潮市附属機関設置条例

155 ページ参照。

第2節 八潮市振興計画審議会規則

最終改正 令和3年10月4日 規則第25号

昭和57年4月1日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市振興計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3節 委員名簿

* 敬称略（委員区分ごとに五十音順）

委員区分	氏名	備考
1号委員 (関係行政機関の委員)	木下 史江	八潮市教育委員会
	小早川喜一	八潮市農業委員会
2号委員 (関係団体の役職員)	宇田川光輝	八潮市社会福祉協議会
	宇田川武雄	八潮市レクリエーション協会
	遠藤美奈子	八潮市PTA連合会
	荻野 勝利	さいかつ農業協同組合
	齋藤 勝	八潮市観光協会
	佐藤 順一	八潮市体育協会
	高木 洋介	草加八潮医師会
	平本なるみ	青少年育成八潮市民会議
	昼間 竹雄	八潮市町会自治会連合会
	福野 敏子	八潮市文化協会
	藤波 光子	八潮市交通安全対策協議会
	古庄 正登	八潮市商工会
	山本 千秋	八潮市自主防災組織連絡協議会
3号委員 (知識経験を有する者)	関根 輝男	八潮市民生委員・児童委員協議会
	山田 洋	獨協大学地域総合研究所所長・法学部教授
4号委員 (その他市長が必要と認める者)	大山恵美子	公募
	籠倉 正美	公募
	篠田 昇	公募

会長・・・山田 洋

会長代理・・・昼間 竹雄

第4節 開催概要

回数	開催日	内容
第1回	令和3年11月8日	(1) 委嘱書交付 (2) 会長の選出 (3) 会長の職務を代理する委員の指定について (4) 諮問 (5) 審議会の公開について (6) 第5次八潮市総合計画（基本計画）改定案について
第2回	令和4年2月4日～ 令和4年2月15日 (書面開催)	(1) 第5次八潮市総合計画（基本計画）改定（案）のパブリックコメント実施結果と対応について (2) 第5次八潮市総合計画（基本計画）改定（案）の答申書（案）について
答 申	令和4年2月21日	・ 答申

第5節 諮問及び答申

八潮企発第 261 号
令和3年 11 月 8 日

八潮市振興計画審議会
会長 山田 洋 様

八潮市長 大山 忍

第5次八潮市総合計画（基本計画）改定案について（諮問）
このことについて、八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和4年2月21日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市振興計画審議会
会長 山田 洋

第5次八潮市総合計画（基本計画）について（答申）
令和3年 11 月 8 日付け八潮企発第 261 号で諮問のあった第5次八潮市総合計画（基本計画）について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当審議会では第5次八潮市総合計画（基本計画）改定案について、慎重に審議した結果、基本構想で示されている将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち八潮」の実現に向け、改定案は、おおむね妥当であると認め、下記を付帯意見として答申します。

なお、計画の推進にあたっては、多様化する市民ニーズや著しく変化する社会経済状況に的確に対応するよう、また、持続可能な開発目標であるSDGsに掲げられている理念等を踏まえ、効果的な施策の実施に着実に取り組んでいただきたい。

記

第1章 教育文化・コミュニティ ～学びとつながりを大切にするまち～

- ・児童生徒への安全・安心な学校給食の提供と食育の充実に取り組んでいただきたい。
- ・ICT教育をはじめとする教育環境の整備を図るとともに、子どもたちの健康や安全等に配慮しつつ、教育の充実に取り組んでいただきたい。

第2章 健康福祉・子育て ～誰もがいきいきと暮らせるまち～

- ・市民が健康で安心して生活を送ることができるよう地域福祉の推進に取り組んでいただきたい。
- ・子育て世代が、安全で安心して子育てができる環境整備等をはじめとする子育て支援に取り組んでいただきたい。

第3章 防災・防犯・消防・救急 ～誰もが安全で安心して暮らせるまち～

- ・地域防災の担い手となる市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害や新たな感染症等から市民の安全・安心を守ることのできる「強さ」と「しなやかさ」をもったまちづくりに取り組んでいただきたい。

第4章 産業経済・観光 ～地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち～

- ・消費者等の行動様式やニーズを的確にとらえ、農業・商業・工業が連携した地域経済の活性化に向けて取り組んでいただきたい。

第5章 都市基盤・環境 ～快適でやすらぎと潤いのあるまち～

- ・北部拠点の形成をはじめ、市民と行政の協働によるにぎわいと活力のあるまちづくりに取り組んでいただきたい。
- ・将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて取り組んでいただきたい。

第6章 新公共経営 ～協働で経営する自主・自律のまち～

- ・行政がもつ情報を適切に分かりやすく多くの市民に提供できるように取り組んでいただきたい。
- ・デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、行政事務の効率化を図るとともに、市民サービスの一層の向上に向けて取り組んでいただきたい。

以上

第6節 パブリックコメント

【目的】

広報やしお、市のホームページ、市内公共施設において、第5次八潮市総合計画（基本計画）改定（案）を公表し、ご意見を伺うことを目的として実施した。

【開催概要】

意見募集期間	令和3年12月10日～令和4年1月11日
意見提出者数	3人
意見件数	9件

第9章 第5次八潮市総合計画改定の庁内体制

第1節 第5次八潮市総合計画改定に関する委員会設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、第5次八潮市総合計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）、第5次八潮市総合計画改定検討委員会（以下「改定検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 改定委員会

(所掌事務)

第2条 改定委員会は、第5次八潮市総合計画（以下「総合計画」という。）の改定及び総合調整に関することを所掌する。

2 改定委員会は、前項に掲げる事項に関し、市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第3条 改定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 部長（相当職を含む。）、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 改定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、改定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 改定委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第6条 改定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3章 改定検討委員会

(所掌事務)

第7条 改定検討委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総合計画を改定するために必要な調査及び検討の総合調整及び横断的な懸案事項の処理に関すること。

(2) 総合計画の改定原案を策定すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の改定素案の作成に係る事項に関すること。

2 改定検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し改定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第8条 改定検討委員会は、次に掲げる者のうち、市長が指名する者をもって組織する。

(1) 副部長(相当職を含む。)

(2) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第9条 改定検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部企画経営課を所管する副部長、副委員長は都市デザイン部都市デザイン課を所管する副部長をもって充てる。

2 委員長は、改定検討委員会の会務を総理し、改定検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 改定検討委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第11条 改定検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

(任期)

第12条 改定委員会及び改定検討委員会の任期は、総合計画の改定が完了する時まで又は委員として指名された職にある期間とする。

(庶務)

第13条 改定委員会及び改定検討委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会及び改定検討委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が定める。

附 則(令和3年3月22日市長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2節 委員名簿

○第5次八潮市総合計画改定委員会委員

役名	職名	氏名
委員長	副市長	宇田川浩司
副委員長	教育長	井上 正人
委員	企画財政部長	前田 秀明
	企画財政部理事	柳澤 徹
	総務部長	會田喜一郎
	健康福祉部長	香山 庸子
	子育て福祉部長	津村 哲郎
	生活安全部長	武内 清和
	市民活力推進部長	鈴木 圭介
	建設部長	荒川 俊
	都市デザイン部長	中村 史朗
	会計管理者	宮下 泰朗
	水道部長	大山 敏
	議会事務局長	峯岸 恒元
	監査委員事務局長	晝間 徳浩
	教育総務部長	荒浪 淳
	学校教育部長	山本 誠

○第5次八潮市総合計画改定検討委員会委員

役名	職名	氏名
委員長	企画財政部副部長兼秘書広報課長	菊池 俊充
副委員長	都市デザイン部副部長兼都市計画課長	小倉 達也
委員	企画財政部副部長兼 アセットマネジメント推進課長	宇田川 智
	企画財政部政策担当主幹	篠原 啓佑
	総務部副部長兼選挙管理委員会書記長	熊倉 裕司
	健康福祉部副部長兼 新型コロナウイルス対策課長兼 新型コロナウイルス対策担当リーダー	遠藤 雅之
	健康福祉部副部長	大出久美子
	子育て福祉部副部長兼子育て支援課長	小林 健一
	生活安全部副部長	中西 恵一
	市民活力推進部副部長兼都市農業課長兼 農業委員会事務局長	恩田 秋弘
	建設部副部長兼道路治水課長	金子 和広
	建設部副部長兼下水道課長	岡田 亨
	都市デザイン部副部長	石塚 清
	工事検査課長	浅井 誠
	会計課長	関根 宏夫
	水道部副部長	大山 孝一
	議事調査課長	天野 茂
	監査委員事務局主幹兼監査係長兼公平委員会	東 征司
	教育総務部副部長兼教育総務課長	千葉 靖志
	教育総務部副部長兼社会教育課長	井上 隆雄
	学校教育部副部長	田口 周一

○事務局

職名		氏名
企画経営課	課長	井上 淳子
	副主幹	栗原 和彦
	主任	神山 杏奈
	主事	渡辺真乃介

第10章 第5次八潮市総合計画改定の経過

○：庁内 □：議会・審議会 ■：市民参加

年月日	事項	内容
令和2年度		
11月6日	○庁議	・第5次八潮市総合計画の点検について通知
11月11日	○副部長等政策調整会議	・第5次八潮市総合計画（基本計画）について、見直しの必要性に関する点検を各部局へ依頼
1月13日	○副部長等政策調整会議	・令和3年度に第5次八潮市総合計画の見直しを行うことの検討 ・第5次八潮市総合計画の見直し方針（案）の検討
2月4日	○庁議	・令和3年度に第5次八潮市総合計画の見直しを行うことを決定 ・第5次八潮市総合計画の見直し方針（案）の提示
3月2日	○庁議	・第5次八潮市総合計画見直し方針の決定 ・第5次八潮市総合計画見直しに向けた体制の提示
令和3年度		
4月14日	○第1回改定検討委員会	・令和2年度に実施した点検結果の報告 ・第5次八潮市総合計画（基本計画）の見直し方針に基づいた、見直し箇所について各部局へ確認依頼
6月21日	○第2回改定検討委員会	・各部局の見直し箇所一覧の提示および意見聴取
8月24日	○第3回改定検討委員会（書面開催）	・第2回改定検討委員会以降の追加意見の提示
9月2日	○第1回改定委員会（書面開催）	・これまでの改定検討委員会における意見一覧の提示
9月24日	○第2回改定委員会（書面開催）	・第5次八潮市総合計画（基本計画）改定案の意見聴取
10月21日	○第3回改定委員会	・第5次八潮市総合計画（基本計画）改定に関する諮問（案）の提示
11月8日	□第1回八潮市振興計画審議会	・第5次八潮市総合計画（基本計画）改定案の諮問
12月2日	○第4回改定委員会	・第1回八潮市振興計画審議会での意見報告 ・パブリックコメントの実施報告
12月6日～ 12月10日	□議会へ報告	・パブリックコメントの実施報告
12月10日～ 12月28日	□議会からの意見聴取	・意見聴取
12月10日～ 1月11日	■パブリックコメント	・第5次八潮市総合計画（基本計画）改定（案）について
2月3日	○第5回改定委員会（書面開催）	・パブリックコメントの結果報告
2月4日～ 2月15日	□第2回八潮市振興計画審議会（書面開催）	・パブリックコメントの結果報告 ・答申（案）について
2月21日	□八潮市振興計画審議会	・答申
3月3日	○第5次八潮市総合計画（基本計画）改定を庁議決定	・市長決裁（庁議付議）

第11章 第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

I. 第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、総合戦略と総合計画が密接に連携していることや、一体的な進行管理が望ましいことを踏まえ、第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）を総合計画へ統合して策定することとした。

II. 第2期総合戦略策定の方向性

第2期総合戦略策定の方向性については、次の項目のとおりとする。

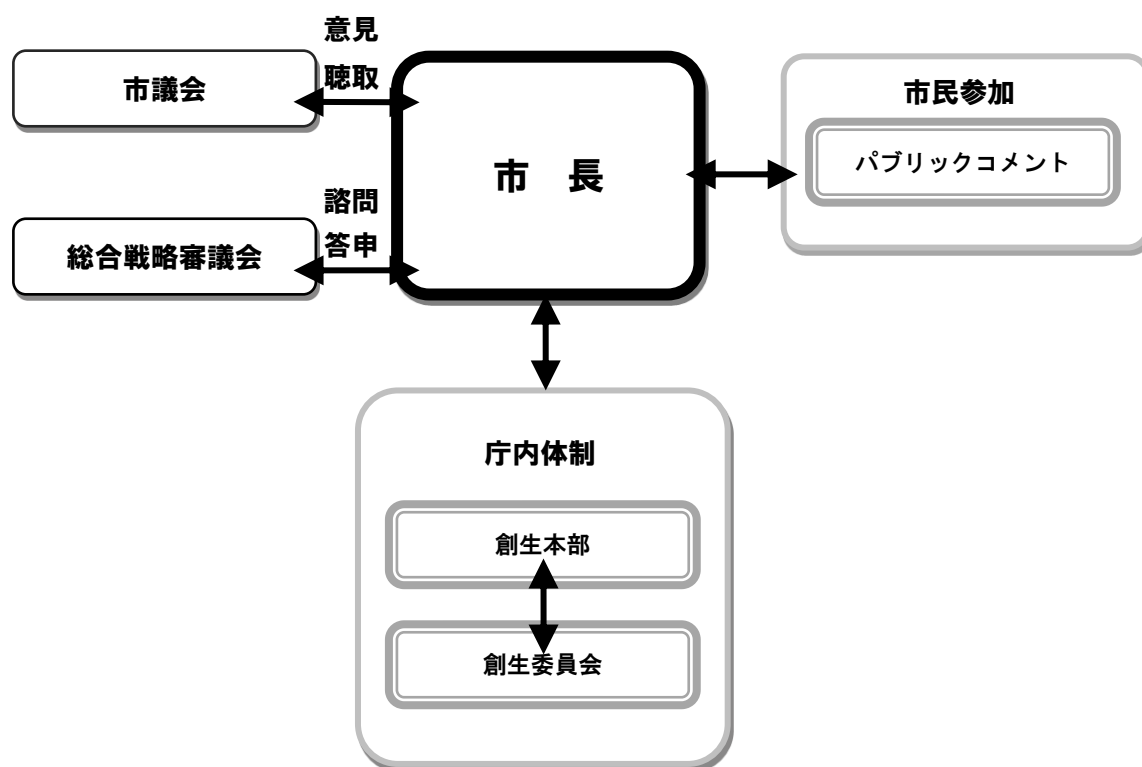
① 第2期総合戦略の策定方針

・総合戦略と総合計画は密接に連携していることや、これからは今まで以上に人口減少社会を見据えた対応が求められることから、第2期総合戦略は国及び県の第2期総合戦略との整合性を図りながら総合計画へ位置付けることで統合することとする。

② 第2期総合戦略策定に係る体制について

・総合戦略の策定は、部長級職員等で構成する「八潮市まち・ひと・しごと創生本部」（以下「創生本部」という。）及び副部長級職員等で構成する「八潮市まち・ひと・しごと創生委員会」（以下「創生委員会」という。）において検討し、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に諮り、推進していく。

Ⅲ. 策定体制



Ⅳ. 庁内体制

■ 創生本部

創生本部は、総合戦略の策定及び、総合戦略の効果検証を行う。
委員は、副市長、教育長、及び部長級職員とする。

■ 創生委員会

総合戦略の原案策定等を行う。
委員は、副部長等政策調整会議の構成員とする。

第 12 章 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

第 1 節 八潮市附属機関設置条例（抜粋）

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 15 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

（委任）

第 3 条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関名	職務
八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項を調査審議する。

第2節 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

平成 27 年 3 月 23 日

規則第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）第 3 条の規定に基づき、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

（委員）

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第3節 委員名簿

* 敬称略（委員区分ごとに五十音順）

委員区分	氏名	備考
1号委員 （関係団体の役職員）	右川 清夫	草加地区雇用対策協議会
	大野ヒロ子	八潮市農業委員会
	齋藤 勝	一般社団法人八潮市観光協会
	高橋 秀夫	八潮市町会自治会連合会
	平本なるみ	青少年育成八潮市民会議
	古庄 正登	八潮市商工会
2号委員 （知識経験を有する者）	春日 孝博	株式会社埼玉りそな銀行
	山田 洋	獨協大学地域総合研究所所長・法学部教授
3号委員 （その他市長が必要と認める者）	鎌田 保子	公募
	深澤 資子	公募

会長・・・山田 洋

会長代理・・・大野 ヒロ子

第4節 開催概要

回数	開催日	内容
第1回	令和3年8月17日～ 令和3年8月31日 （書面開催）	（1）委嘱書交付 （2）会長の選出 （3）会長の職務を代理する委員の指定について （4）八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業（令和2年度実施事業）の効果検証について （5）諮問 （6）第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案について
第2回	令和3年10月26日～ 令和3年11月5日 （書面開催）	（1）第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業について （2）第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略のパブリックコメント案について
第3回	令和4年2月4日～ 令和4年2月15日 （書面開催）	（1）第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略案のパブリックコメント実施結果について （2）第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略案の答申について
答 申	令和4年2月21日	・答申

第5節 諮問及び答申

八潮企発第 181 号
令和 3 年 8 月 17 日

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会
会長 山田 洋 様

八潮市長 大山 忍

第 2 期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）
このことについて、八潮市附属機関設置条例（昭和 57 年条例第 15 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 4 年 2 月 21 日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会
会長 山田 洋

第 2 期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略案について（答申）
令和 3 年 8 月 17 日付け八潮企発第 181 号で諮問のあった第 2 期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略案について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当審議会では第 2 期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略案について、慎重に審議した結果、引き続き将来の人口減少を見据えた各種事業の推進に向けた取り組みを示すものとして、おおむね妥当であると認め、下記を付帯意見として答申します。

記

基本目標 1 ～産業の振興と就労支援によるいきいきと働ける環境づくり～

- ・地域経済の活性化を図るため、市内産業を振興し、雇用の確保に取り組んでいただきたい。
- ・北部拠点の形成に向け、外環八潮パーキングエリアの整備に合わせ、スマートインターチェンジや道の駅、アクセス道路も含めた周辺整備について、地元住民の方々とともに着実に進めていただきたい。

基本目標2 ～人や情報の交流による〔住みやすさナンバー1のまち八潮〕の発信～

- ・ 行政がもつ情報を適切に分かりやすく多くの市民に提供できるよう取り組むとともに、市の新たな魅力を発掘し、市内外に積極的に発信することにより、本市の認知度の向上に取り組んでいただきたい。

基本目標3 ～保育や教育の充実による親子が安心できる子育て環境づくり～

- ・ 市民が安心して子を生み、育てることができるよう、子育て支援や教育施策の充実に取り組んでいただきたい。

基本目標4 ～自助・共助・公助の充実による安全・安心なコミュニティの形成～

- ・ 市民が安心して暮らせるよう、防犯施策の充実に取り組んでいただきたい。
- ・ 地域の活性化を図るため、コミュニティ意識の醸成に取り組んでいただきたい。

以上

第6節 パブリックコメント

【目的】

広報やしお、市のホームページ、市内公共施設において、第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）を公表し、ご意見を伺うことを目的として実施した。

【開催概要】

意見募集期間	令和3年12月10日～令和4年1月11日
意見提出者数	0人
意見件数	0件

第13章 第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の庁内体制

第1節 八潮市まち・ひと・しごと創生本部等設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）、八潮市まち・ひと・しごと創生委員会（以下「創生委員会」という。）及び八潮市まち・ひと・しごと創生担当者会議（以下「創生担当者会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 創生本部

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次の事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の検証を定期的に行い、必要に応じて見直すこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に係る重要事項に関すること。

2 創生本部は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第3条 創生本部は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 部長（相当職を含む。）、会計管理者、議会事務局長及び監査委員事務局長
（委員長及び副委員長）

第4条 創生本部に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、創生本部の会務を総理し、創生本部を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(草加八潮消防組合に対する出席の要請)

第5条 委員長は、草加八潮消防組合と情報共有を図るため必要があると認めるときは、当該組合の職員に出席を要請することができる。

(会議)

第6条 創生本部の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第7条 創生本部の委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3章 創生委員会

(所掌事務)

第8条 創生委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 第14条に規定する創生担当国会議の総合調整に関すること。
 - (2) 総合戦略の原案を策定すること。
 - (3) 総合戦略の実施状況の検証を定期的に行い、必要に応じて見直しの原案を策定すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に係る事項に関すること。
- 2 創生委員会は、前項各号に掲げる事項に関し創生本部に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

第9条 創生委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 副部長（相当職を含む。又、部長及び相当職を兼ねるものを除く。）
- (2) その他市長が必要と認める者
(委員長及び副委員長)

第10条 創生委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部企画経営課を所管する副部長、副委員長は子育て福祉部子育て支援課を所管する副部長をもって充てる。

2 委員長は、創生委員会の会務を総理し、創生委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(草加八潮消防組合に対する出席の要請)

第11条 委員長は、草加八潮消防組合と情報共有を図るため必要があると認めるときは、当該組合の職員に出席を要請することができる。

(会議)

第12条 創生委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第13条 創生委員会の委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第4章 創生担当国会議

(所掌事務)

第14条 創生担当国会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の素案を作成すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の検証を定期的に行い、必要に応じて総合戦略の見直しの素案を策定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略の素案を策定し、または総合戦略の実施状況の検証を定期的に行い、必要に応じて見直しの素案を策定するために必要な調査及び検討に関すること。

(組織)

第15条 創生担当国会議の委員は、次に掲げる者のうち、市長が指名する者をもって組織する。

- (1) 課長（相当職を含む。）
- (2) その他市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 16 条 創生担当国会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部企画経営課長、副委員長は子育て福祉部子育て支援課長をもって充てる。

2 委員長は、創生担当国会議の会務を総理し、創生担当国会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（草加八潮消防組合に対する出席の要請）

第 17 条 委員長は、草加八潮消防組合と情報共有を図るため必要があると認めるときは、当該組合の職員に出席を要請することができる。

（会議）

第 18 条 創生担当国会議の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

（資料の提出要求）

第 19 条 創生担当国会議の委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 5 章 雑則

（庶務）

第 20 条 創生本部、創生委員会及び創生担当国会議の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、創生本部、創生委員会及び創生担当国会議の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が定める。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日市長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第2節 委員名簿

○八潮市まち・ひと・しごと創生本部委員

役名	職名	氏名
委員長	副市長	宇田川浩司
副委員長	教育長	井上 正人
委員	企画財政部長	前田 秀明
	企画財政部理事	柳澤 徹
	総務部長	會田喜一郎
	健康福祉部長	香山 庸子
	子育て福祉部長	津村 哲郎
	生活安全部長	武内 清和
	市民活力推進部長	鈴木 圭介
	建設部長	荒川 俊
	都市デザイン部長	中村 史朗
	会計管理者	宮下 泰朗
	水道部長	大山 敏
	議会事務局長	峯岸 恒元
	監査委員事務局長	晝間 徳浩
	教育総務部長	荒浪 淳
	学校教育部長	山本 誠

○八潮市まち・ひと・しごと創生委員会委員

役名	職名	氏名
委員長	企画財政部副部長兼秘書広報課長	菊池 俊充
副委員長	子育て福祉部副部長兼子育て支援課長	小林 健一
委員	企画財政部副部長兼 アセットマネジメント推進課長	宇田川 智
	企画財政部政策担当主幹	篠原 啓佑
	総務部副部長兼選挙管理委員会書記長	熊倉 裕司
	健康福祉部副部長兼 新型コロナウイルス対策課長兼 新型コロナウイルス対策担当リーダー	遠藤 雅之
	健康福祉部副部長	大出久美子
	生活安全部副部長	中西 恵一
	市民活力推進部副部長兼都市農業課長兼 農業委員会事務局長	恩田 秋弘
	建設部副部長兼道路治水課長	金子 和広
	建設部副部長兼下水道課長	岡田 亨
	都市デザイン部副部長兼都市計画課長	小倉 達也
	都市デザイン部副部長	石塚 清
	工事検査課長	浅井 誠
	会計課長	関根 宏夫
	水道部副部長	大山 孝一
	議事調査課長	天野 茂
	監査委員事務局主幹兼監査係長兼公平委員会	東 征司
	教育総務部副部長兼教育総務課長	千葉 靖志
	教育総務部副部長兼社会教育課長	井上 隆雄
	学校教育部副部長	田口 周一

○事務局

職名		氏名
企画経営課	課長	井上 淳子
	副主幹	栗原 和彦
	主任	鈴木 陵平

第14章

第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経過

○：庁内 □：議会・審議会 ■：市民参加

年月日	事項	内容
令和2年度		
10月20日	○第1回創生本部	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方向性を決定
11月26日	□第1回八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方向性を提示
2月18日	○第2回創生本部	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基本方針を決定
令和3年度		
4月8日	○庁議	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた体制の提示
4月14日	○第1回創生委員会	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略対象事業の提案依頼
6月21日	○第2回創生委員会	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案の検討
7月15日	○第1回創生本部	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案の決定
8月17日～ 8月31日	□第1回八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（書面開催）	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略案の諮問 ・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案の提示
9月16日	○第3回創生委員会（書面開催）	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業案の検討 ・パブリックコメント案の検討
10月5日	○第2回創生本部	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業案の決定 ・パブリックコメント案の決定
10月26日～ 11月5日	□第2回八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（書面開催）	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業案の提示 ・パブリックコメント案の提示
12月2日	○第3回創生本部	・パブリックコメントの実施報告
12月6日～ 12月10日	□議会へ報告	・パブリックコメントの実施報告
12月10日～ 12月28日	□議会からの意見聴取	・意見聴取
12月10日～ 1月11日	■パブリックコメント	・第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
2月3日	○第4回創生本部（書面開催）	・パブリックコメントの結果報告
2月4日～ 2月15日	□第3回八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（書面開催）	・パブリックコメントの結果報告 ・答申（案）について
2月21日	□八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	・答申
3月3日	○第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定を庁議決定	・市長決裁（庁議付議）

第 15 章 用語解説

■あ

あ	アウトリーチ活動	公的機関、公共的文化施設等が行う、地域への出張サービスのこと。
	アセットマネジメント	本市が所有又は使用する公共資産（アセット）に対して最も費用対効果が高く効率的で適切な管理（マネジメント）を推進すること。
	アセットマネジメント導入基本方針	アセットマネジメントの導入に当たり、その基本となる考え方や取組の方向性をまとめたもの。
い	一時保育	保護者が疾病、入院、その他家庭等の状況により、緊急又は一時的に保育できなくなった場合に、保育所で一時的に預かること。
	一般診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの。
	インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワークのこと。
う	雨水幹線	市街地の雨水を取り込み、一定規模以上の排水能力を有する開渠や管渠のこと。
	雨水貯留施設	簡単な貯留施設を設置して降った雨を蓄える施設のこと。雨水貯留を行うことにより、浸水被害の緩和が期待される。
え	エコファーマー	堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行い、生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認証を受けた農業者のこと。
お	污水管渠	下水道において、汚水を流下させる管のこと。
	オゾン層	高層の大気にある、オゾンが濃く分布している層のこと。
	温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に放出されるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質をもつ気体のこと。主に、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等をいう。

■か

か	外国人市民	国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民のこと。
	街路築造率	土地区画整理事業により整備予定の街路の総延長に対する整備が完了した街路延長の割合のこと。
	かかりつけ医	日頃の診察や健康相談・指導等、総合的に健康管理をしてくれる医師のこと。必要に応じて専門医療機関との連携を行う。
	核家族化	成人した子どもが親と同居しないことによって、夫婦とその子どもからなる家族形態が増えること。

か	学童保育所	児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設のこと。
	学校運営協議会	市内小中学校の運営等に関して協議する機関のこと。学校運営協議会が学校の方針を承認し、学校と地域が同じ方向を見ながら、地域の方々の協力や応援が広がりを見せている学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。
	学校応援団	学校における学習活動、安全・安心の確保、環境整備等について、保護者や地域住民がボランティアとして協力・支援を行う組織のこと。
	家庭教育学級	小・中学校を拠点として、保護者が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に行っていく活動のこと。
	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス等、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。環境への負荷ともいう。
	環境ホルモン	生体にホルモンと類似した作用をもたらし、生殖機能等に悪影響を及ぼす化学物質の総称で、内分泌かく乱化学物質のこと。
き	環境マネジメントシステム	企業、事業所等の組織の環境保全行動に向けた継続的な取組を推進するシステムのこと。
	基幹管路	水源井から地下水を浄水場まで送る管（導水管）と、浄配水場から水道水を利用者へ送る管（配水管）のうち、口径が 300mm 以上のもの。
	規範意識	道德、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識のこと。
	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する力・態度を育てる教育のこと。
	行政評価制度	妥当性・有効性・効率性といった視点で、施策や事務事業の成果を客観的に評価し、次の計画や事業の選択、改革・改善に反映させる行政サービスの継続的な向上を図る仕組みのこと。
	協働	市民、市議会、行政が八潮市をより良くするために、それぞれの役割と責務に基づいてお互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合ってまちづくりを進めること。
	橋りょう	橋のこと。

き	居宅サービス	介護保険制度に基づく介護保険サービスのひとつで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売等、自宅で受けるサービスのこと。
く	クラウドサービス	ソフトウェアやデータ等をインターネット等のネットワークを通じて利用者に提供するサービスのこと。
け	経営革新計画	中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業等が新製品の開発や生産等の新たな取組を行うなど、経営の基盤強化に取り組む際に経営革新計画を作成し、県から承認を受けると、その計画達成の支援策として税制上の優遇措置、融資等が利用できる制度のこと。
	経営耕地	農林業経営体が経営している耕地のことで、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）を合計したもの。
	建築確認検査制度	建築物の新築・増築・大規模な修繕及び模様替え、特殊建築物への用途変更等を行う場合に、建築主に建築主事又は指定確認検査機関（民間の機関）による着工前の確認及び完了検査（建築物によっては中間検査も）を受けることを義務付ける制度のこと。
こ	コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人のこと。
	公営企業	上水道事業・下水道事業等、地方公共団体が企業として経営する事業のこと。
	後期高齢者医療制度	平成 20 年 4 月から施行された新たな高齢者医療制度のこと。対象は 75 歳以上であり、県内全ての市町村が加入する広域連合により運営される。
	公共施設マネジメントアクションプラン（行動計画）	公共施設マネジメント基本計画を実現するための具体的な行動計画のこと。
	公共施設マネジメント基本計画	公共施設とインフラ資産の更新、統廃合、長寿命化等の具体的な取組の方針を示したもの。
	国民皆保険	全国民に何らかの医療保険に入るよう定めている制度のこと。
	個人情報保護制度	市が保有する個人情報についての取扱いを定めるとともに、市民が自らの情報の開示や訂正を求めることができる制度のこと。
	コミュニティ	ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。
	コミュニティバス	地方公共団体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。

さ	再生可能エネルギー	太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱等、枯渇せずに利用することができるエネルギーのこと。
	埼玉県東南部都市 連絡調整会議	八潮市・草加市・越谷市・三郷市・吉川市・松伏町の5市1町で構成されている任意協議会のこと。
	産業構造	市町村等一定の地域内に存在する産業部門の構成割合のこと。
	産業の空洞化	海外直接投資の増加によって、国内における生産、投資、雇用等が減少するような事態のこと。
し	自主財源	市自ら確保できる市税等の収入のこと。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保できるとされている。
	施設サービス	介護保険制度に基づく、介護保険サービスのひとつで、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等、施設に入所して受けるサービスのこと。
	施設栽培	ビニールハウス等の施設を利用し、人工的な環境下で作物を栽培する方法のこと。
	実質公債費比率	地方公共団体の標準的な財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す比率のこと。実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に際し、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要になる。
	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間企業を含む法人やその他の団体に委託することができる制度のこと。公の施設の管理、運営に民間のノウハウ等を導入することで、効率化を目指す。
	児童委員	地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う人々のこと。「民生委員」が「児童委員」を兼ねている。
	社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的な事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
	社会保障・税番号制度	社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）のこと。住民票を有する全ての人に一人一つの番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する。
	住工混在地区	住宅と工場が混在している地区のこと。
	循環型社会	地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクル等の有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。

し	しゅんせつ	河川等の底面をさらって土砂等を取り除くこと。
	省エネルギー	石油、電力、ガス等のエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。
	生涯学習人財バンク	個人のもっている知識・技能や特技、学習成果等を活かしたいという意欲のある人々の情報を集約し、提供する仕組みのこと。協働の担い手となる「人」を市の財産として捉え、「人財バンク」という名称を用いている。
	浄化槽	し尿や雑排水を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと。
	小中一貫教育	小・中学校が、目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。
	情報公開制度	市民等の請求に応じて市が保有する行政文書の閲覧、写しの交付を行う制度のこと。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）等、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
	初期救急医療	入院を必要としない軽症の救急患者に対応する医療のこと。
	食育	様々な経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育すること。
す	新型インフルエンザ等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定義されている新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザの総称）とともに、全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症（未知の感染症）を含む疾病のこと。
	新公共経営	民間企業の経営理念、方式、成功事例等を行政に適用し、効率化・活性化を図る手法のこと。
	水源井	地下水を汲み上げるための深い井戸のこと。
せ	スケールメリット	規模を大きくすることにより得られる効果のこと。
	スマート インターチェンジ	E T C を搭載した車両に限定して、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジのこと。
	セーフティーネット	網の目のように救済策等を講じ、安全や安心を提供するための仕組みのこと。
そ	生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中等がある。
	西部拠点の周辺地区	主に、平成10年11月24日付け請願第8号にかかる地区のこと。
そ	ソーシャル ネットワーキングサービス	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスの こと。

た	ダイオキシン類	主に廃棄物焼却施設等から排出される有機塩素化合物のこと。多くの異性体があり、毒性が異なる。
	第二次救急医療	入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療のこと。
	ダイバーシティ経営	人種、性別、年齢、学歴、価値観等の多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントのこと。
	大量破壊兵器	人間を大量に殺傷することができる兵器のこと。
	多重債務問題	複数の借入先から返済能力を超えて借金をしている多重債務者による自己破産や自殺の増加等の問題のこと。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	団塊の世代	1947 年から 1949 年までの第一次ベビーブームに生まれた世代のこと。
	男女共同参画社会	男女が自立した対等なパートナーとして、ともに責任を分かち合いながら、あらゆる分野に参画する機会が確保され、一人ひとりがその成果として真に豊かな生活を享受できる社会のこと。
	弾道ミサイル	空中に弧を描いて飛ぶ対地ミサイルのこと。
ち	地域核	八潮市の各地域の中心となる箇所のこと。なお、八潮市の全体の中心となる箇所は都市核と呼ぶ。
	地域ケア体制	地域包括支援センターが中心となり、地域における多様な支援機関が連携を強化して、高齢者一人ひとりの生活課題やその解決に向けた相談を行う体制のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防の5つのサービスが地域で切れ目なく受けられるようにするもの。
	地域密着型サービス	介護保険制度に基づく、介護保険サービスのひとつで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスのこと。原則として、自市のサービスのみを利用することができ、市町村が指定・指導監督の権限をもつ。
	地下鉄 8 号線	平成 12 年 1 月の運輸政策審議会答申第 18 号で示された東京メトロ有楽町線の延伸（亀有～野田市）路線のこと。「東京 8 号線」「高速鉄道東京 8 号線」ともいう。

ち	地球温暖化	人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。
	地球環境問題	人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題のこと。
	地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費すること。
	調整池	宅地開発等に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設のこと。
	直結給水	貯水槽を使わず、配水管から蛇口まで直接パイプで結び、途中で空気に触れることなく水を給水すること。
て	低炭素社会	気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。
	テロ	テロリズムの略で、一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清等の直接的な恐怖手段に訴える主義、又はその行為のこと。
と	同和教育	社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くための教育のこと。
	特定健康診査	内臓脂肪型肥満を減らすことを目的とした健診のこと。平成20年度より実施することが医療保険者に義務付けられた。
	特定保健指導	特定健康診査で内臓脂肪型肥満、もしくはその予備軍と診断された人に対して実施される保健指導のこと。
	都市核	八潮市の全体の中心となる箇所のこと。なお、各地域の中心となる箇所は地域核と呼ぶ。
	都市型農業	大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業のこと。食料・農業・農村基本法では、都市及びその周辺における農業を「都市農業」と規定しているが、本市では、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業を包括する概念として、「都市型農業」という言葉を用いている。
	都市計画 マスタープラン	都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。市町村議会の議決を経て定められた市町村の基本構想及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定める。
	都市公園	都市公園法の規定により国又は地方公共団体が設置し、管理する公園又は緑地のこと。
	土地区画整理事業	都市計画区域内において宅地利用の増進を図るために行う土地の整形化や道路、公園等の公共施設の整備等を行う事業のこと。

と ドメスティック・
バイオレンス（DV）

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

■な

な 内水排除

河川に流れず溜まってしまった雨水（内水）を、排水管の設備やポンプ等で排除すること。

軟弱野菜

こまつなやほうれん草等、収穫後に鮮度が落ちやすい野菜のこと。

に 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設のこと。幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている。

認定農業者

市が定めた農業経営の改善に関する目標に到達する見込みが確実であり、市の農業を支える重要な役割を果たすとともに、自らの経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者として、市から認定を受けた農業者のこと。

の 農商工連携

農林水産業と商工業の事業者が連携し、それぞれの資源を活かして事業を行うこと。

ノンステップバス

路面と床面との段差が小さく、車内段差を僅少にしたバスのこと。

■は

は バリアフリー

高齢者や障がいのある人等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態のこと。

ひ 東埼玉資源環境組合

し尿処理及びごみ処理場の設置とその管理に関する事務を共同処理している地方自治法に基づく一部事務組合のこと。八潮市・草加市・越谷市・三郷市・吉川市・松伏町の5市1町で構成している。

ほ 防疫

伝染病患者の早期発見・隔離、消毒や媒介動物の駆除、予防接種等、伝染病の発生・流行を予防すること。

包摂性

社会的立場に関わらず、多様な人々を社会や組織に取り込んでいくこと。

防犯環境設計

犯罪予防の観点から建物や街路の物理的環境の設計（ハード的手法）と市民や警察等による防犯活動（ソフト的手法）を併せた総合的な防犯対策のこと。

ポテンシャル

潜在能力のこと。

■ま

み 見守り活動

通学路において、児童や歩行者の交通安全を見守るために、交通整理や交通安全の指導を行うこと。

み 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。「児童委員」を兼ねている。

■や

や 八潮いこい体操

地域の公民館等で行う八潮市独自の健康づくり体操のこと。地域の仲間が集まれば、担当の保健師が訪問し実施している。

八潮こども夢大学

特色ある授業・研究をしている大学等に出向き、様々な分野の内容を広く学ぶ取組のこと。講義に加え、実験・実習等の体験的な学習や大学の施設見学等を行う。

八潮市
ジュニアリーダー会

中学1年生から高校3年生までで構成され、地域において各種ボランティア活動を行う団体のこと。

八潮スタンダード

学力向上のために目指すべき授業の流れを示した授業モデルのこと。

八潮の八つの野菜

こまつな、枝豆、ねぎ、ほうれんそう、トマト、ナス、山東菜、天王寺かぶ(天かぶ)のこと。地産地消の推進と特産品紹介を兼ね、八潮の「八」にちなんで平成20年に定めた。

八潮らしい景観

中川をはじめとする豊かな水辺等の自然景観、市内に点在する農地や屋敷林等の地域景観と、住宅等の建築物や高速道路等の高架橋による都市景観が、場所ごとに特徴ある景観を形成している様子のこと。

ゆ 有機堆肥

生ごみや稲わら等の有機物を微生物の力で分解した肥料のこと。

遊水機能

水田等が雨水や水路等からの水を引き込み、一時的に貯留する働きのこと。

ユスリカ

道路側溝や水路等に、群れをなして発生する蚊に似た昆虫のこと。

■ら

ら ライフスタイル

生活の様式のこと。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

り リサイクル

資源の有効利用及び環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。

ろ ローリング方式

計画の管理手法のひとつで、計画と実績とのかい離を調整し、計画の実効性を確保するため、毎年又は隔年ごとに計画を見直すとともに、将来に向かって一定期間の計画(この計画では3か年)を作成すること。

ろ 老人クラブ

市内において、活動が円滑に行える程度の小規模地域内に居住するおおむね 60 歳以上の者で構成する団体のこと。年間を通じて、社会奉仕活動に関する事業、教養講座開催等に関する事業、健康増進に関する事業のいずれかの事業を実施するものをいう。

6 次産業化

農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法のこと。

■わ

わ ワーク・ライフ・
バランス

仕事と生活の調和のこと。

■アルファベット

I ICT

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術。授業に取り入れることで、学習内容を分かりやすく説明したり、児童生徒の学習意欲を高めたりする効果がある。

N NPO

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称をいう。

NPO 法人

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した NPO のこと。

P PFI

Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のこと。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子をいう。

住みやすさナンバー1のまち 八潮

第5次八潮市総合計画

平成28年3月

令和4年3月 改定

発 行 八潮市

〒340-8588埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL:048-996-2111(代表)

FAX:048-995-7367

ホームページ:<http://www.city.yashio.lg.jp/>

編 集 八潮市 企画財政部 企画経営課

